

令和6年度「若手・女性農業者農業経営スキルアップ講座」
業務委託提案仕様書

1 委託業務の名称 「若手・女性農業者農業経営スキルアップ講座」業務委託

2 委託の目的

女性農業者の主体的な農業経営への参画を支援するため、経営理念やマーケティング等についての理解を深め、経営感覚に優れた次世代リーダーを育成する。

3 若手・女性農業者農業経営スキルアップ講座の業務内容

(1) 開催概要

名 称	若手・女性農業者農業経営スキルアップ講座
受講対象者	経営参画や経営発展を志向する意欲的な女性農業者等
受講定員	20人程度（リモート参加者を含む）
開催時期	7月～11月 ※以下の日程で場所を確保しているが、契約締結後、 県と協議のうえ変更も可 日程案：7月10日（水）、11月14日（木）鹿児島市、 8月8日（木）南薩地域振興局 9月12日（木）北薩地域振興局さつま町駐在 10月10日（木）大隅地域振興局
回 数	5回（5日間）
時間／回	3時間（13:00～16:00）
延べ時間数	15時間
開催方法	ハイブリッド会議方式（対面・リモート方式両方対応） リモート方式はZoomの活用を想定
開催場所	拠点会場：鹿児島市内（2回）、ほか県内3地域
受講者の条件	全5回の参加を原則とするが、日単位での参加も可能

(2) 講座内容

講座内容については、以下の内容を参考に、県と協議のうえ決定すること。

なお、講演や事例報告については、現場での課題と対応策等の事例を交えてわかりやすい内容とすること。

<必ず取り入れてほしい内容>

- 1 農業経営理念の必要性（講義）
- 2 家族経営の総合力でスキルアップ、タイムマネジメント
- 3 所得を上げるための考え方ヒント（生産編、販売編）
- 4 各講座で県内及び県外女性農業者の活動事例紹介
※事例紹介者が県外在住の場合は、リモートでの対応可能
- 5 農業経営の将来ビジョンづくり、発表（講義・演習、グループワーク）
- 6 講座は講義・演習を交える

(3) 参加者の募集・会場の確保

参加者の募集チラシ案を作成し、県に提示すること。募集については基本的に鹿児島県が行うが、受託者の募集が可能な場合は、その募集方法を提案すること。

なお、会場の確保については県が行う。

(4) 会場運営

ア 会場内にスタッフを配置し、参加者の受付、誘導等運営全般を行うこと。

イ 会場レイアウトは県が指定する日時までに提案し、承諾を得ること。

ウ 施設内にない備品等で講座の開催上必要な場合は、受託者自身で用意すること。

エ 撤去作業は各会場の使用規定に準ずること。

(5) ハイブリッド会議方式の対応

ア リモート参加者への事前連絡、接続への対応を行うこと。

イ リモート参加者も含めたハイブリッド方式でのグループワークの運営・サポートを行うこと。

ウ Zoomの接続範囲については、県と協議すること。

エ 各研修終了後、アーカイブ配信を行うこと。

(6) 受講評価の実施

受講生から受講評価を徴収すること。

(7) 業務委託報告書の提出

受託者は、委託業務を終了したときは、「委託業務完了報告書」及び講義で使用した資料の印刷物並びに電子ファイルを提出すること。

(8) その他

講師謝礼費、旅費、人件費、チラシ作成費、講座開催に関する経費は全て当該委託料に含むものとする。

(9) 新型コロナウイルス感染拡大防止に関すること

実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の防止対策を万全に行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、通常通り実施できない場合の代替案等も用意すること。

5 実施期限及び予算上限

実施期限	契約日から令和6年12月27日（金）まで
予算上限額*	2100千円

※消費税及び地方消費税を含む。

6 受託者の条件

(1) 農業及び農業ビジネス、女性農業者育成に関する幅広い知見を有する者、またはその人材を有する法人等

(2) 本県の農業を牽引する経営感覚の優れた女性農業者の育成に向けて、農業経

営力や人材育成に必要な人間力等を養成する実践的な教育が実施可能であること。

7 業務委託の企画書提案内容

- (1) 若手・女性農業者農業経営スキルアップ 講座の講義内容，実施方法，講師等について具体的に提案すること。
- (2) 今回示したカリキュラム及び業務内容以外に，予算額の範囲内で事業目的を達成するため，有効と思われる事項があれば，追加提案すること。

8 業務の実施体制

業務全体の責任者である総括責任者及びそれぞれの業務実施に係る企画提案を行う企画担当者及び経理責任者を定めた業務実施体制を構築することとし，経理部門においては，複数の者によるチェック体制を設ける。

9 その他

- (1) 当業務委託で作成した実績報告等の権利は県に帰属する。
- (2) 本事業に関して知り得た業務の秘密は，契約期間にかかわらず，第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本県に関し，疑義が生じた場合及び仕様書に記載のない事項については，県と協議すること。
- (4) 事業の実施にあたっては，鹿児島県と十分に連携をとり，協議・調整の上，進めること。